

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年10月6日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

保土ヶ谷図書館 エアハンドリングユニットドレンパン整備等委託

2 履行（納品）場所

横浜市保土ヶ谷図書館

3 契約日

令和7年8月1日

4 履行日又は履行期間

令和7年9月8日

5 契約金額

4,367,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

パナソニック環境エンジニアリング株式会社 東日本支店

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

保土ヶ谷図書館4階機械室に設置しているエアハンドリングユニットが、内部の底板が鏽による腐食で抜け落ちており、空調に伴う除湿・加湿の水が3階閲覧室の天井から滴り落ち、その部分は利用者が通行できない状態となった。市民の利用に影響が出るだけではなく、漏水は天井埋め込み照明の隙間部分からも発生しており、ショートによる火災の危険もある。

この状態を解消するため、エアハンドリングユニット内部に新たに底板を設置する等の処置を行い、漏水が発生しないよう対応する必要がある。

よって、「緊急を要する契約の手続について（通知）」（財契二第1381号令和6年9月17日）に基づき、エアハンドリングユニットドレンパン整備を依頼した。

8 契約の相手方の選定理由

修理対象エアハンドリングユニット制作メーカーのため、当該機器の特徴を把握している。

9 所管課

教育委員会事務局 保土ヶ谷図書館